

平成30年6月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年6月5日(火) 午後1時30分から午後2時26分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 農業委員出席委員

1番 池田政孝	2番 西正純
3番 中村津多子	4番 江里口泰信
5番 大家州斉	6番 山口英彦
7番 中尾隆尚	8番 南里公敏
9番 古賀巧	10番 立石力久
11番 高木一敏	12番 皆良田秀喜
13番 川浪傳一	14番 貝原敏正
4. 農業委員欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 - 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 南里洋一 庶務係長 西岡康孝

7. 会議の概要

事務局	<p>それでは、皆さんおそろいですので、ただいまから平成30年6月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>初めに、貝原会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。きょうはあいにくの雨でございますが、麦の取り入れ、小麦等も大方のところは済んでいるようでございます。また、これから先も田植えの準備等で大変お忙しいところと思います。</p> <p>きょうは第1号議案から第5号議案まで提出をされておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。</p> <p>本日は全員出席ということで、出席委員は14名、在任委員の全ての方が出席されておりますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定によりこの会議は成立いたしておりますことを御報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は貝原会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから平成30年6月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速、議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員につきましては、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名させていただきます。</p> <p>6番山口委員、7番中尾委員をお願いいたします。</p> <p>それです、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>申請番号1番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案書1ページの第1号議案をごらんください。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。</p> <p>それでは、申請番号1について説明いたします。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>資料は1ページから3ページになります。</p> <p>この案件の場所につきましては芦刈町永田の弁財地区にある農地で、申請理由は隣接地の取得ということでございます。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対しまして、何か質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2番について事務局の説明を願います。</p> <p>それでは、申請番号2について御説明いたします。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>資料は4ページから6ページになります。</p> <p>この案件の場所は芦刈町浜枝川の八枝地区にある農地で、申請理由は譲受人の規模拡大であります。</p>

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対しまして、質問等があればお願いいたします。はい、どうぞ。</p>
1 番	<p>この譲受人の方は、隣接のところの土地を前回申請された方だと思いますけど、別に申請されたというのは何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>前は農地の転用で資材倉庫か何かを建てるときに進入口を広げるということで農地を取得されております。それと今回の申請は別のものと考えております。前は転用に伴う農地の取得ということです。</p>
1 番	<p>じゃ、1回で済みそうなもんじゃなかったかなと思ったので、お伺いしました。</p>
事務局	<p>転用は知事許可で、今回この3条は市の農業委員会の許可ということで、許可権者も違いますし、別案件と考えていただきたいと思います。</p>
1 番	<p>結構です。</p>
議 長	<p>ほかにないですか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
	<p>ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
	<p>(挙手)</p>
	<p>全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号3番について事務局の説明を願います。</p>
	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p>
	<p>資料は7ページから9ページです。</p>
	<p>この案件の場所は芦刈町下古賀地区にある農地で、申請理由は先ほど申しましたように隣接地の取得ということでございます。</p>
	<p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
	<p>ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
	<p>(挙手)</p>
	<p>全員賛成ということでございますので、申請番号3番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号4番につきまして事務局の説明を願います。</p>
	<p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明)</p>
	<p>資料は10ページから13ページです。</p>
	<p>この案件の場所は小城町岩蔵の大日地区にある農地で、申請理由は譲受人の規模拡大であります。</p>
	<p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
	<p>別に質問等ないようでございますので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
	<p>(挙手)</p>
	<p>全員賛成ということでございますので、申請番号4番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>

事務局

次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。
申請番号1番につきまして事務局の説明を願います。
議案書2ページの第2号議案をごらんください。
今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
それでは、申請番号1について説明いたします。
資料は14ページから19ページです。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は資料の15ページにありますように芦刈町西戸崎地区にある農地で、県道江北芦刈線の南に位置する農地で、一般住宅を建設したいということの申請であります。

被害防除対策ですが、雨水排水は既設排水口を經由して申請地南側道路南の水路へ排水し、し尿処理と生活排水は下水道に接続するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものと判断されます。

以上でございます。

議 長

この案件につきましては事前調査を実施しておりますので、8番南里委員に調査結果報告をお願いいたします。

8 番

住所と氏名は先ほど事務局から説明のありましたとおりです。

申請目的地の検討についてですけど、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当である。

3番の実現確実性ですけど、早急に転用する必要が認められる。

4番、家庭内排水は周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

平成30年5月26日、南里公敏。

議 長

ただいまの報告・説明に対しまして、何か質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。
申請番号1番について事務局の説明を願います。
議案書3ページの第3号議案をごらんください。
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。
それでは、申請番号1について説明いたします。
資料は20ページから24ページです。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は小城町晴気の寺浦地区にある農地で、転用目的は今言いましたように駐車場及び宅地への乗り入れの拡張でございます。

被害防除対策ですが、雨水排水は自然流下により申請地東と南の水路へ排水するもので、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の

対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものと判断されます。

以上でございます。

議 長

この案件につきましても事前調査を実施しておりますので、7番中尾委員に調査結果報告をお願いします。

7 番

譲渡人と譲受人は事務局のほうから御説明ありましたので、省きます。

調査事項につきまして、1番の申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

2番、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

③実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく供されることは確実であります。

④被害防除施設・用排水の検討について、申請地内の用排水は農地への影響はなく適当であると判断できます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明、それから報告に対しまして、何か質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようでございますので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてのうち利用権設定を議題といたします。

申請番号1番から57番まで一括して事務局の説明を願います。

事務局

議案書は4ページから11ページになります。

今月は、新規が35件、再設定が22件、合計で57件、総面積は31万1,104平方メートルでございます。

議案の説明に入ります前に、議案書の修正をお願いしたいと思います。2カ所あります。

まず、8ページの35番なんですが、賃料の(価格)は合計金額を書いておりますので、単価につきましては(価格)に訂正をお願いしたいと思います。

それと、38番です。利用権設定をする者と利用権設定を受ける者が逆に入力されておりますので、利用権設定をする者が佐賀県農業協同組合、利用権設定を受ける者が(氏名)ということですので、両者を入れかえてお願いしたいと思います。

それでは、議案の説明に入りたいと思います。

今回、申請57案件の全てについて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。はい、どう

1 番	ぞ。 43番の（利用権設定をする者と受ける者）の面積が全く同じばってん、親子さん。
事務局	親子です。息子さんが久保田に住んでいらっしゃるということです。
1 番	こういう場合、面積は同じになるわけですね。
事務局	済みません、ちょっとこれは確認してまた御報告いたしたいと思います。
1 番	よかです。
議長	ほかにありませんか。はい、どうぞ。
6 番	賃料に対して、平たん部で（価格1）と（価格2）、新規で（価格1）というのは本人も承諾を、地主も承諾を受けたのかどうかですね。
事務局	賃借料につきましては、両者合意の上、単価設定されております。合意じゃないと契約できません。
6 番	わかりました。
7 番	32番の小作料といいますか、この値段が同じ西川地区で（価格2）、もう一つ上の31番ですね、同じあれで今度は半分の（価格3）。それとまた、その下のほうもそういうふうにして（価格3）とかで上がっていますので、やっぱり引き受ける人は安かろうがよかろうばってん、頼む人はある程度決まった値段のほうがよくなかかなと思います。
事務局	それで、この地区は私たちから見ぎうらやましかごと広かところでもありますので、どういうふうにして、縁故関係じゃないなんじゃいが安かとやったい、その辺の説明をお願いします。
議長	済みません、確認して報告させていただきたいと思います。
	ただいまの2つの案件につきましては後で報告をいたします。
	ほかにないでしょうか。
	（質疑なし）
	ないようですので、採決いたします。
	第4号議案、利用権設定の申請番号1番から57番につきまして原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。
	（挙手）
	全員賛成ということですので、第4号議案の利用権設定については原案のとおり承認することに決定いたします。
	続きまして、同じく第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてのうち所有権設定についてを議題といたします。
	ページは12ページになります。
	申請番号1番から3番については、あっせん委員の方の報告をお願いいたします。
事務局	申請番号1番について事務局の説明を願います。
	それでは、申請番号1について説明いたします。
	申請番号1、（土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。）
議長	以上です。
	申請番号1番については、あっせん委員の9番古賀委員よりあっせんの結果報告をお願いいたします。
9 番	あっせん経過報告書。
	1番、地番と申請人、全部事務局の説明のとおりです。

あっせん経過報告。

4月5日、4月定例会であっせん委員に指名。

4月5日、所有者と会い、現在の水田価格、あっせんに対する説明を行い、所有者の希望等を聞きました。

4月6日、元借地者の(氏名)に会い購入の意思を聞き、価格についてあっせんを行い、(価格1)なら購入可能とのことでした。

4月8日、所有者に会い(氏名)による(価格1)での購入を打診し、了承を得る。可否を後日連絡するように申し出ています。

4月9日、所有者よりその条件でよいとの連絡がありました。

4月12日、双方にあっせんが成立したことを伝え、改めて事務局より連絡する旨を伝える。

確認事項、税別価格10アール当たり(価格2)、総額(価格3)、相手は認定農業者及び自己資金です。

以上。

ありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして、質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成でございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号2番について事務局の説明を願います。

申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上です。

ありがとうございました。

申請番号2番につきましては、あっせん委員の10番立石委員よりあっせんの結果報告をお願いいたします。

経過報告をいたします。

2018年1月5日、1月の農業委員会であっせん委員に指名される。

1月5日当日、その足で現耕作者の(氏名)と会い、購入を打診いたしました。これは2筆ありまして、(地番1)のほうはよいが、(地番2)のところは条件がよくないのでという返事をもらう。

次の日、今度は(所有者)と会いまして、圃場条件等の話をいたしました。条件の悪い圃場は値下げしてでも買っていたきたいという気持ちを私は聞きました。

それで、条件の悪い圃場のほうは10アール(価格1)、条件の比較的よいところは10アール(価格2)ということで(所有者)の了解を得ました。

そして、その足でまた(氏名)に会い、その条件を伝え、家族と協議ということで連絡を待ちます。

それで、ちょっと合い中があきましたけれども、3月8日、(氏名)に連絡を取り、出された条件で購入するというので成立しました。それで、(所有者)に会い、成立したことをその足で報告いたしました。

確認事項としましては、成立価格、現在(地番1)のほうは10アール当たり(価格2)、条件が比較的悪い(地番2)のほうは10アール(価格1)というこ

議 長

事務局

議 長

10番

とです。

認定農業者でございます。買入れは自己資金か借入金かということでございますが、（価格3）が借入で（価格4）が.....、どちらとも借入とメモ書きばしちやあばってん、私これは確認しとらんばってん、それでよかったですかね。

事務局で確認しとってもらえば。

ということです。

それで、これは追加の説明になりますけれども、（所有者）という方は、これは実家の土地でございます。現在、実家は誰もおらず、自分の息子さんたちも農業をする気がないということで、管理する気持ちもございませんので、一刻も早く処分をして気持ちをすっきりさせたいという希望が強かったので、そういうことでした。

以上です。

ありがとうございました。

ただいまの説明・報告に対しまして、質問等があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手）

全員賛成ということでございますので、原案のとおり承認することに決しました。

次に、申請番号3番につきまして事務局の説明を願います。

申請番号3、（土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。）

以上です。

申請番号3番につきましては、あっせん委員は私でございますので、私のほうから結果報告を行います。

30年4月に定例会であっせん委員に指名されまして、同日、（所有者）に条件等を確認するために会いました。そして、4月8日に隣接を耕作する（氏名）に購入意思の確認を行ったところ、ぜひ購入したいという回答を受けました。

金額につきましては、近隣相場であるということでございますので、その数カ月前に同じ地区で10アール当たり（価格）という価格で売買ができておりますので、近隣相場ということで、そういうことを尋ねたところ、その価格でよいという回答を得ました。

そして、4月10日に所有者である（所有者）に確認したところ、（価格）でよいということでございました。

買う人は隣に耕作をしております（氏名）でございます。購入したいということでございました。どうも子供さんが帰って農業をするということで、何かハウス栽培をしたいというようなことでございました。何分砥川地区は土地は高いので、（価格）ということで皆さん方、おやっと思われるところがあろうかと思いますが、一応そういうことで10アール当たり（価格）ということであっせんが成立いたしました。

今後のことにつきましては事務局のほうより連絡をさせるということで伝えました。

以上でございます。

ただいまの申請番号3番につきまして、質問等があればお願いいたします。

議長
10番

議長

事務局

議長

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号3番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号4番につきまして事務局の説明を願います。

事務局

申請番号4、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上です

議長

申請番号4番につきましては、あっせん委員は前の農業委員でございますので、事務局よりあっせんの結果報告を願います。

事務局

では、報告させていただきます。

平成28年3月4日、当時の農業委員である岡本委員、大坪委員があっせん委員として指名されております。

平成28年3月6日、現耕作者に売りに出ていることを伝えてございます。

同月3月8日、現耕作者より購入意思がないことを確認。

その後、近隣耕作者に購入意思がないかどうか確認を行うが、購入したいという者はあられなかったということです。

平成29年7月19日、農業委員の任期が終わり、新しい農業委員、農地利用最適化推進委員に引き継がれております。

平成29年10月10日、近隣を耕作している(氏名)の子供が新規就農として農地を探していることを伝え聞く。

同10月15日、(氏名)に確認したところ、川沿いは形も不整形なので、価格を落としてほしいと依頼を受けられております。

平成29年10月25日、所有者に確認したところ、希望価格でなくても買ってもらえれば問題はない。価格調整をお願いしたいと依頼を受けられております。

平成29年11月10日、希望者の(氏名)より、6反6畝ありますけれども、全部で(価格1)ならば買い受けすることができる。どうだろうかという回答を受けられております。

平成29年11月20日、所有者に確認したところ、(価格1)でよいと回答を受けられ、今後の日程については事務局から連絡させる旨を伝え、あっせんが成立しております。

確認事項としまして、成立価格は10アール当たり(価格2)、総額で(価格1)ということです。

あと、自己資金か借り入れかということで、借り入れで購入を予定されております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号4番につきましては原案のとおり

事務局	<p>り承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号5番につきまして事務局の説明を願います。</p> <p>申請番号5について説明いたします。</p> <p>申請番号5、（土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。）</p> <p>所有権を受ける者は認定農業者または大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、何か質問等があればお願いいたします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>（挙手）</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号5番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第5号議案に入ります前に、先ほどの調べてきた結果を申し上げたいと思えます。</p>
事務局	<p>それでは、第4号議案の申請番号43番でございます。（土地の所在）の使用貸借の分でございます。</p> <p>利用権設定をする者と利用権設定を受ける者、貸し借りの方が同じ面積ということで、御家族の方ということで合計額を変更しておりませんで済みません。それで、息子さんは久保田のほうに住まれているということで別世帯ということで、新規就農者ということで、認定農家の（氏名1）、設定を受けられた後の経営面積ということで（面積1）、今回初めて受けられるということです。それで、貸し手のお父さん（氏名2）のほうから、その（面積1）を引いて（面積2）というのを（氏名2）の経営面積にさせていただきたいと思えます。（氏名1）のほう（面積1）です。</p>
議長	<p>もう一点でございます。8ページのほうです。31、32、設定を受ける者の（氏名）のほうの金額が違うということでございます。これは圃場整備を上のは受けている田んぼということでA地区ということで（価格）、下のほうのB地区が圃場整備をしていないということで設定金額が半額ということになっております。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>今の2点につきまして質問等があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p>
事務局	<p>ないようですので、先ほど決定いたしましたので、承認させていただきます。</p> <p>それでは、第5号議案の13ページになります。</p> <p>資料は25ページから32ページになります。</p> <p>売渡希望ということで、申請番号1から4について説明いたします。</p> <p>申請番号1、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p> <p>申請番号2、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希</p>

望価格、あっせん担当を読み上げる。)

申請番号3、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

申請番号4、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対しまして、何か質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。

第5号議案の農用地売買等の希望申し出についてのうち売渡希望の申請番号1番から4番につきまして原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ほかに何か皆さん方から質問等がありましたらお願いいたします。

(なし)

ないようですので、次回日程等について事務局の説明を願います。

それでは、今月の農地転用の現地調査なんですが、6月25日月曜日午後1時半から、西館2階の2-1会議室に御集まください。

7月の定例農業委員会は、7月5日木曜日午後1時半から、西館のここの大会議室でお願いしたいと思います。

それと、お手元に平成30年度第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催要領(案)というのを一枚紙で置いてありますが、7月25日水曜日1時半から、白石町のスカイパークふれあい郷・有館というところでありました。これは去年もあった場所です。

今回バスが満杯ということで、予約でぎりぎり1時ぐらいからしか借れないような状況ですので、その辺はもうちょっと判断しまして、皆さんで行っていただくか、バスが少しでも早く帰ってくればバスで行きたいと思っておりますので、また後日通知をお出ししますので、よろしく願います。

それともう一点、9月3日・4日の研修ですね、研修場所は宮崎県のJR九州ファーム新富農場というところをお願いしております。作物はピーマンの作付が行われておるところです。1日目はそこを予定してまして、2日目は道の駅でもごらんいただきたいと考えております。そういうことですから、なかなか2日間とも視察というのは厳しいものがありますので、視察は1日目だけと、2日目の帰りに道の駅等に寄っていただくということを考えております。

以上です。

前の農業委員会の際に説明したと思いますが、役員会で9月3日・4日に視察研修ということで決めております。場所は事務局が探してくれというようなことでございまして、ただいま説明がありましたように宮崎県西都市にしたいと思っております。ひとつよろしく願います。

それでは、以上をもちまして6月の定例農業委員会を終わりたいと思っております。お疲れさまでございました。

議 長

事務局

議 長

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員